

国立大学法人北海道教育大学における特定個人情報等に関する取扱要項

制 定 平成28年3月2日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学保有個人情報等管理規則（平成16年規則第165号）第45条に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）が保有する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱い等について必要な事項を定める。

(事務の範囲及び事務取扱担当者)

第2条 本学が個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号関係事務」という。）の範囲及び個人番号関係事務に従事する事務取扱担当者は、別表のとおりとする。

(特定個人情報等の範囲)

第3条 本学が前条の事務を行うために使用する特定個人情報等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役員及び職員並びにその扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、住所その他個人番号と関連付けられた個人情報
- (2) 上記(1)以外の個人（以下「学外者」という。）の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、住所その他個人番号と関連付けられた個人情報

(取扱区域)

第4条 保護管理者は、取扱区域を定めたときは、総括保護管理者に報告するものとする。

(取扱状況の確認)

第5条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、別に定める方法により記録し、保護管理者がこれを管理及び保管するものとする。

(雑則)

第6条 この要項のほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年3月2日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事務の範囲	事務取扱担当者	
(1) 役員及び職員並びにその扶養家族に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票等作成に関する事務	経理課経理グループ 職員
	地方税に関わる給与支払報告書作成に関する事務	経理課経理グループ 職員
	雇用保険届出に関する事務	人事課人材開発グループ 職員 各校室総務グループ 職員
	健康保険・厚生年金保険届出に関する事務	人事課人材開発グループ 職員 経理課経理グループ 職員 各校室総務グループ 職員
	国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務	経理課経理グループ 職員
	共済組合に関する事務	経理課経理グループ 職員
	財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税申込に関する事務	人事課人材開発グループ 職員 各校室総務グループ 職員
	財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）に関する事務（証券会社取扱分のみ）	人事課人材開発グループ 職員 各校室総務グループ 職員
(2) 学外者に係る個人番号関係事務	給与所得の源泉徴収票作成に関する事務	経理課経理グループ 職員
	地方税に関わる給与支払報告書作成に関する事務	経理課経理グループ 職員
	報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書作成に関する事務	経理課経理グループ 職員
	雇用保険届出に関する事務	人事課人材開発グループ 職員 各校室総務グループ 職員
	健康保険・厚生年金保険届出に関する事務	人事課人材開発グループ 職員 経理課経理グループ 職員 各校室総務グループ 職員
備考 この表において，各校室総務グループとは，旭川校室総務グループ，釧路校室総務グループ，函館校室総務グループ及び岩見沢校室総務・財務グループとする。		